

裁判所提出書類の作成

司法書士と言えば登記申請の代理人というイメージが一般的かと思いますが「裁判所に提出する書類の作成」という業務も行うことができます。

では、裁判所に提出する書類とは、どのようなものがあるのでしょうか？
具体的には、以下のようなものがあります。（ほんの一例です）

- ・ 訴状
- ・ 答弁書
- ・ 口頭弁論の準備書面
- ・ 後見開始申立書
- ・ 財産管理人選任申立書
- ・ 失踪宣告申立書
- ・ 清算人選任申立書
- ・ 民事調停申立書
- ・ 離婚調停申立書
- ・ 遺産分割調停申立書
- ・ 相続放棄申述書
- ・ 破産手続開始申立書
- ・ 差押命令申立書
- ・ 支払督促申立書

以上のように、裁判所の手続では作成する書類が多くあります。

また、司法書士は書類提出の代行もします。

自分自身で裁判手続をしたい方や紛争性のない事案などは、司法書士にご相談下さい。

（司法書士 小司隆信）



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

